航空集団［航空集団司令官、航空集団司令部、直轄部隊］
潜水艦隊［潜水艦隊司令官、潜水艦隊司令部、直轄部隊］
地方隊５［地方総監、地方総監部、直轄部隊］
＜横須賀、舞鶴、大湊、佐世保、呉＞
教育航空集団［教育航空集団司令官、教育航空集団司令部、直轄部隊］
練習艦隊［練習艦隊司令官、練習艦隊司令部、直轄部隊］
通信隊群［通信隊群司令、通信隊群司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
航空自衛隊
航空総隊［航空総隊司令官、航空総隊司令部、直轄部隊］
航空方面隊４［航空方面隊司令官、航空方面隊司令部、直轄部隊］
＜北部、中部、西部、南西＞
航空団７［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第二、第三、第五～第九＞
航空支援集団［航空支援集団司令官、航空支援集団司令部、直轄部隊］
航空教育集団［航空教育集団司令官、航空教育集団司令部、直轄部隊］
航空団２［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第一、第四＞
航空開発実験集団［航空開発実験集団司令官、航空開発実験集団司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
自衛隊情報保全隊
自衛隊指揮通信システム隊
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関
学校
病院
地方協力本部
情報本部
防衛監察本部
駐留軍等再編関連振興会議

Ｅ地方支分部局
地方防衛局８［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］
＜北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄＞
防衛施設地方審議会８

２外局
防衛装備庁
防衛装備庁長官
防衛技監

Ａ内部部局
長官官房［装備官４、審議官、総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、装備開発官４、艦船設計官］
装備政策部［装備政策課、国際装備課、装備制度管理官］
プロジェクト管理部［プロジェクト管理総括官３、事業計画官、統合装備計画官、事業監理官３、装備技術官３］
技術戦略部［革新技術戦略官、技術戦略課、技術計画官、技術振興官］
調達管理部［調達企画課、原価管理官、企業調査官］
調達事業部［調達総括官、需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、通信電気調達官、航空機調達官、輸入調達官］

Ｂ審議会等
防衛調達審議会

Ｃ施設等機関
航空装備研究所
陸上装備研究所
艦艇装備研究所
電子装備研究所
先進技術推進センター
札幌試験場
下北試験場
岐阜試験場

注
１　本表は、内閣府設置法第２条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁、復興庁設置法第２条に規定する復興庁並びに国家行政組織法第３条第２項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
２　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
⑴　内閣府設置法第14条の２、復興庁設置法第10条の２及び国家行政組織法第17条の２の規定に基づき、内閣府、復興庁及び各省に置くことができるとされている大臣補佐官
⑵　国家行政組織法第19条第１項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
⑶　国家行政組織法第21条第１項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
⑷　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
３　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
４　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
５　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、＜　＞書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。

○経済産業省告示第二百七十二号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成三十年一月二十二日から施行する。

平成二十九年十二月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　［略］ 二　貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。 ２１　［略］ ２　外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号のいずれかに該当するもの	一　［略］ 二　貿易外省令第九条第二項第十四号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、次のいずれかに該当するものとする。 ２１　［略］ ２　外為令別表の九の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するもの